令和3年度第2回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和3年7月30日(金) 14:00~15:00
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 大会議室

3 出席者

公益代表委員 5名(島袋秀勝、上江洲純子、城間貞、岩橋培樹、西村オリエ 敬称略) 労働者代表委員 5名(鎌田健嗣、砂川安弘、津山誉輝、石川修治、宮城千絵 敬称略) 労働者代表委員 5名(佐久本和代、親川進、比嘉華奈江、新垣朝雄、田端一雄 敬称略)

4 議題

- (1) 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について(伝達)
- (2) 令和3年度沖縄県特定(産業別)最低賃金の改正の必要性有無について(諮問)
- (3) 最低賃金基礎調査結果報告について
- (4) その他

5 議事要旨

- (1) 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について(伝達) 事務局より、中央最低賃金審議会目安の答申内容及び運営小委員会での審議の経過 を含めて各回の資料等について、説明が行われた。
- (2) 令和3年度沖縄県特定(産業別)最低賃金の改正の必要性有無について(諮問) 令和3年7月に沖縄県新聞業外3業種に係る産業別最低賃金改正意向の「申出書」が 関係労働者側から提出されたことから、沖縄地方最低賃金審議会会長に対し、沖縄労働 局長より改正の必要性審議に係る諮問が行われた。
- (3) 最低賃金基礎調査結果報告について 事務局より、令和3年度最低賃金基礎調査結果について報告が行われた。
- (4) その他

「業務改善助成金」の特例的な要件の緩和、拡充を8月から行う旨を資料等で説明が 行われた。

発 言 者	内容
梅澤賃金室長	定刻となりましたので、これより令和3年度第2回沖縄地方最低賃金審議
	会を始めさせていただきたいと思います。
	本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
	始めに、本日の審議会の各委員の出欠の状況についてでございますが、公
	益委員が5名、労働者側委員が5名、使用者側委員が5名でございます。最
	低賃金審議会令第2条により沖縄労働局の委員の定数は 15 名でありますの
	で、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしているこ
	とをご報告いたします。
	それでは、本日の議事進行につきましては、島袋会長にお願いいたします。
島袋会長	それでは、令和3年度第2回沖縄地方最低賃金審議会を開催します。
	本日の議事録署名人ですが、労働者側は津山委員、使用者側は親川委員に
	お願いしたいと思います。よろしくお願いします。
	まず、最初の議題は、先日中央最低賃金審議会で示されました「令和3年
	度地域別最低賃金額改定の目安」についてでございます。
	既に報道発表等されているのでご承知のことと思いますが、改めて中央最
	低賃金審議会目安の答申内容及び小委員会での審議の経過を含めて、事務局
	から説明をお願いします。
梅澤賃金室長	令和3年7月 16 日付けで中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あて
	「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安」について答申がありましたので、
	目安に関する小委員会での審議内容経過を含めてご説明いたします。
	青色インデックスの資料1を開けていただきますでしょうか。こちらに、
	目安の答申写しのプレスリリースを添付しておりますのでご覧ください。

既にご承知のことと思いますが、今年度の中央最低賃金審議会が6月22日に開催され、三原副大臣の代読により、田村厚生労働大臣から目安額に関する審議について諮問が行われ、第1回目の目安小委員会が開催されております。本日配布の赤枠インデックスの参考資料1を開けていただきますでしょうか。7月1日に開催された第2回目安小委員会で提示された資料、さらに赤枠インデックスの参考資料2には7月7日の第3回目安小委員会にて訂正されました令和3年及び令和2年賃金改定状況調査結果を資料として添付しております。

赤枠インデックスの参考資料2をご覧ください。最初にお詫びとなりますが、賃金改定状況調査結果については昨年、令和2年及び今年(令和3年)の集計誤りが発生していたことが判明し、7月7日開催の第3回目安小委員会において、吉永労働基準局長より謝罪、その後経過及び再発防止策を事務局からご説明させていただいたところです。

添付の参考資料 2 は訂正後の数値を記載させていただいております。赤字や色付けをしてありますこと、併せて原因及び対策も含めての一括資料となります。従いまして、令和 3 年度賃金改定状況調査結果の第 4 表は赤枠インデックスの資料 2 番をご利用ください。

数値誤りがあったことにより、昨年決めた沖縄県最低賃金額 792 円への影響については、沖縄県の最低賃金は沖縄地方最低賃金審議会で決定されており、中央最低賃金審議会における目安も参考にはしておりますが、目安は特定の指標によって自動的に決定されるものではなく、様々なデータや要素を総合的に勘案して審議、決定されたものであることから、今回の数値誤りにより昨年の目安審議の結果が訂正されるものでないと理解しております。よって、本調査結果の誤りにより、昨年決めた沖縄県最低賃金額 792 円が影響されるものではありません。

しかし、中央最低賃金審議会の調査審議のみならず、沖縄地方最低賃金審

議会における調査審議において基礎資料として利用される第4表に訂正が入ることになり、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりました。 以上お詫び申し上げます。

さて、内容につきまして、同資料5ページに令和3年度調査結果、訂正後第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、男女別内訳の A 4 横表の左上に、産業計、男女計として ABCD ランク毎の数値が示されており、沖縄県を含む D ランクについては、0.3%という数値が賃金上昇率の欄に記載があります。

最低賃金額 792 円×賃金上昇率 0.003 = 2.376 円、の上げ幅が令和 3 年 6 月を一年前と比較した結果より計算できます。

さて、青枠インデックスの資料1を改めてご覧ください。1枚目になりますが、プレスリリースの1枚めくっていただきますと、厚生労働大臣あての答申本文になります。この答申、記の1部分ですが、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかったこと。続いて記の2の部分ですが、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとし、続いて記の3の部分ですが、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するとしている。

続いて記の4の部分ですが、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げし やすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支 援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むこと を政府に対し強く要望するとし、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以 上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金につ いて、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望して いる。

続いて最後の記の5の部分ですが、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望するとしている、という答申でございます。

公益委員見解について、別紙 1 の 2 をご覧いただきますでしょうか。もう少し、詳しく説明しますと、別紙 1 の 2 の (1)、 が公益委員見解の詳細になっております。

賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと。

消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること。

法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られること、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること。

雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること。

政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均 1,000 円を

目指すこととされているところ、から までの状況を総合的に勘案すれば、 平成 28 年度から令和元年度までの最低賃金を、3.0~3.1%引き上げてきた 時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時 期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与え るとまでは言えないと考えられること。

地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること。

最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること。

等を総合的に勘案し、検討を行ったとの説明が付されています。

また、別紙2の目安に関する小委員会報告中の労働者側見解は、別紙2の2番に入っております。

内容の概要ですが、

現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から1年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中央最低賃金審議会の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第1条にある「国民経

済の健全な発展に寄与する」という目的を達成するべきである。

「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーであるAランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきである、という主張となっております。

同じく、別紙2の3番に使用者側見解の記載があります。この概要をお話ししますと、

最初の緊急事態宣言から1年3か月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されている上、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘されております。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならない。

今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、 最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきである、との主張になって おります。

	審議の経過を含めて長くなりましたが、説明は以上です。
島袋会長	はい、ありがとうございました。中央最低賃金審議会から厚生労働大臣あ
	ての答申内容を含めて、只今の事務局からの答申内容を中心とする説明があ
	りました。これについて各委員から何かご意見、ご質問等ありましたらお願
	いしたいと思います。
田端委員	中央最低賃金審議会の目安の中で、4表の訂正の説明の中で中央最低賃金
	審議会の目安については、様々なデータを総合的に勘案して目安を示そうと
	いう説明がありました。ただ、今回示された目安については、コロナ禍の状
	況の中で、なぜ、これだけの額の提示があったのか非常に疑問に思っており
	ます。どのようなデータを総合的に勘案して 28 円としたのか、これの具体的
	な説明を専門部会の審議の中でも説明していただければと思います。
島袋会長	ありがとうございます。事務局において、現段階、お答えできるものはあ
	りますか。
梅澤賃金室長	今のご質問、各種データ、次回において事務局のほうで確認をしまして、
	正式回答させていただきたいと思います。内容的には、第1回目安小委員会、
	中央最低賃金審議会で提供されている資料等が主体となると思います。確認
	させていただきます。
島袋会長	その他ございますでしょうか。
	(声、なし)
	はい、わかりました。ありがとうございます。第4表の賃金上昇率等が示

された文書というのは、基本的な資料となりますので、くれぐれも誤りがないようにお願いします。

それでは、沖縄地方最低賃金審議会において、今後、賃金実態調査結果、 参考人意見、現下の沖縄県の最低賃金を取り巻く状況等、地域の経済・企業。 雇用動向等、そして、中央最低賃金審議会の答申内容も参考にしつつ、沖縄 県最低賃金の改正に係る審議を行っていきたいと考えています。

では、次の議題ですが、議題の2「令和3年度特定産業別最低賃金の改正 決定の必要性の有無について(諮問)」となっていますが、その前に事務局の 方から、その特定産業別最低賃金の改正に係る「申出」状況等について説明 をお願いします。

梅澤賃金室長

特定産業別最低賃金につきましては、現在、沖縄労働局最低賃金告示により、「新聞業」、「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」、「畜産食料品製造業」、「清涼飲料、酒類製造業」の以上6業種の特定産業別最低賃金があります。今年度の特定産業別最低賃金の改正につきましては、令和3年3月12日付けで「畜産食料品製造業」、「清涼飲料、酒類製造業」を除く4業種において「産業別最低賃金改正申出意向表明」がありました。

青色インデックスの資料3を開けていただきますでしょうか。こちらのほうに申出一覧表という形で添付させていただいております。7月 16 日に意向表明のあった4業種のそれぞれの写しを全て添付しております。この申出書の内容について、適用労働者の概ね3分の1以上の同意があるかなど、添付書類等により確認したところ、「新聞業」、「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」の4業種全てが申出の要件を満たしていることから、正式に受理しましたのでご報告をさせていただきます。

島袋会長

ありがとうございます。只今事務局から説明があったように、「新聞業」、

「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」の4業種については、意向表明後の申出が提出され、それについては申出要件を確認した上で正式に受理されたということです。残りの2業種「畜産食料品製造業」、「清涼飲料、酒類製造業」についてはどのような状況でしょうか。

梅澤賃金室長

「畜産食料品製造業」、「清涼飲料、酒類製造業」につきましては、今年度の改正に係る意向表明がなかったことから、今年度の改正の必要性を含めた審議の対象から外れることとなります。同業種の今後の対応につきましては、現時点で意向の確認は出来ておりません。

島袋会長

ありがとうございます。特定産業別最低賃金の改正の申出関係で何かご意見ありますか。

(なし)

特に意見がないようですので、これら4業種からの申し出に基づき、「令和3年度沖縄県新聞業最低賃金外3件の特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について」、労働局長からの諮問に移りたいと思います。

梅澤賃金室長

それでは、福味労働局長から島袋会長へ諮問文を手交させていただきます。

福味労働局長

沖労発基 0730 第 1 号令和 3 年 7 月 30 日、沖縄地方最低賃金審議会会長島 袋秀勝殿、沖縄労働局長福味恵。沖縄県新聞業最低賃金、沖縄県自動車(新車) 小売業最低賃金、沖縄県各種商品小売業最低賃金及び沖縄県糖類製造業最低 賃金の各特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)。

2021 年 7 月 16 日付けで申出者沖縄タイムス労働組合執行委員長山本哲也から、同年 7 月 11 日付けで申出者リウボウインダストリー労働組合委員長

森田和也から、同年 7 月 16 日付けで申出者沖縄トヨタ労働組合執行委員長 當眞義也から、同年 7 月 16 日付けで申出者沖縄糖類労働組合執行委員長新 垣有一から、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に 基づき、下記の特定(産業別)最低賃金の改正決定に関する申出があったので、 同法第 21 条の規定により、その必要性について、貴会の意見を求める。

記、1沖縄県新聞業最低賃金(平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号) 2沖縄県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号) 3沖縄県各種商品小売業最低賃金(平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号) 4沖縄県糖類製造業最低賃金(平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号)。

梅澤賃金室長

はい、ありがとうございます。手交の前に説明が抜けておりまして、青枠インデックスの4番を開いていただけましたら、諮問文の写しを添付させていただいております。ご確認いただけたらと思います。

島袋会長

只今、沖縄県新聞業、沖縄県自動車(新車)小売業、沖縄県各種商品小売業、沖縄県糖類製造業の4業種に係る特定産業別最低賃金改正の必要性の有無に係る調査審議の諮問を受けました。特定産業別最低賃金の改正の必要性の有無についての審議は、7月1日の本審において設置することとした運営小委員会に付託することでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、その必要性についての審議を運営小委員会に付託させていただ きます。

次に議題の3最低賃金基礎調査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

宜間賃金室長補佐

これから、最低賃金基礎調査結果等について説明します。青色インデックス配付資料5を見ていただきたいと思います。こちらは、「総括表」となっております。資料一覧の最低賃金に関する基礎調査結果報告について、この調査は毎年6月に最低賃金に関する実態調査として労働局で実施しています。集計の母集団データは本省から配付された集計様式1に基づき、今年度は1890件の調査対象について861件の回収、回収率は45.6%で事業廃止や労働者数0人等を除く有効回答率は38.5%となっています。

今年度は事業廃止による宛先不明による未回収分が多く、昨年度と比べ、回収できた事業所が100件程度減となっております。昨年度は955件の回収だったのですが、今年は861件の回収となりました。今年度の調査結果をまとめたデータが2ページのこの総括表になります。これは、調査した労働者の賃金を全て時間額に換算して集計しています。

左上に時間当たり所定内賃金額とありますが、階級の下限値を781とし、781円から842円までは1円単位。843円から849円までは7円刻み。850円から899円までは10円刻み。900円から1,500円は100円刻みの階級として集計されています。合計欄の上の段の数字は累積労働者の数、下の段のかっこの欄の数字は累積構成比を表しています。現在、設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことを「未満率」といいます。現在の沖縄県最低賃金は時間額792円ですが、それを下回っている労働者は資料1ページの791円の上の段が人数で、下の段のかっこ内の数値が段の合計欄の未満率となっていますので、2.2%が未満率ということになります。

また、「影響率」は、最低賃金を改正した場合に、その改正額を下回る労働者が何人いるかという割合を示します。前年度は、時間額が790円から792円に改定しましたけれども、その改正額を下回る労働者の割合は7.9%でした。

青色インデックスの7番に未満率、影響率という表を入れております。先ほどお話した2.2%、昨年度の未満率は2.4%でした。今年度の未満率は2.4%

から2.2%になっております。影響率7.9%は令和2年度の影響率となってい ます。数字が入っていない表の横線は、対象者がいなかったことを示してい ます。 影響率の高い業種は食料品製造業、地域最賃適用の製造業が高くなってお ります。そして、小売業が11.3%、洗濯・理容・浴場業が16.7%と、この辺 りが高くなっています。最後に、この調査に当たって、今回、宛先不明、0 人で戻ってきた調査票が多かったと思いました。 島袋会長 只今、事務局から最低賃金基礎調査結果報告の説明がありました。これに ついてご質問、ご意見等あればお願いします。 田端委員 青色インデックスの5の総括表が全産業の数値となっております。また、 青色インデックス 7 番の数値には各業種ごとに未満率が出ておりますので、 各業種ごとに5番の総括表があると思いますので、各委員の方に提供してほ しいと思います。 梅澤賃金室長 今、ご指摘のあった総括表について、各業種に分けたものも各委員の方に 提供させていただきます。 石川委員 今の関連なのですが、年齢別に分けた未満率の資料は可能なのでしょうか。 梅澤賃金室長 設定上は出せるということなので、確認して年齢別のものを先ほど各業種 の資料と次回に配布して、今の年齢別についても間に合うようであれば早急 に配付したいと思います。

島袋会長

その他、ございませんか。

(「なし」)

次に移ります。議題の4は「その他」となっていますが、事務局から何か ありますか。

梅澤賃金室長

配付させていただきました資料について、ご説明いたします。青色インデックス2番ですが、沖縄県における最低賃金と生活保護費等の比較についての資料をつけさせていただいております。ご覧いただければお分かりになると思いますが、当県において今年度も最低賃金が生活保護費等を上回る結論となっています。

計算については、中央最低賃金審議会において出された内容を前提としての若年、単身、沖縄の場合、1級地から3級地のうち、該当が2級地の1や3級地の1、2で、これは平成27年の国勢調査の市町村別の人口からのものですから、昨年度の資料と変わっておりません。

生活保護については、2番の生活補償基準や住宅扶助実績値について、令和元年度10月に改定が各市町村単位で行われており、それを勘案して、今の1級地の1以下3級地の2までの改定後の金額で計算させていただきました。それをそれぞれ足し上げたものを、生活保護は、生活扶助基準からの合計値70,733円、住宅扶助実績が23,805円で、2つを足し上げたものが94,539円。最低賃金の比較は本省の金額と同じです。

沖縄県の場合は、790円×173.8時間をひと月として、0.817。可処分所得の総所得に対する比率を入れて、11,2173円。こちらの両者を比較したところ、最低賃金の方が17,634円。1時間当たりで計算しますと、125円。最低賃金額が生活保護の水準を上回っています。比較の対象は前々年度の令和元年度になります。最低賃金の改定、生活保護費の支給基準の見直しがその後なので、2年前となります。

次に青色インデックス資料の6を開けていただきますでしょうか。これは沖縄県最低賃金の改定状況の推移を表にしたものをつけさせていただいております。平成22年度から令和2年度までの地域最賃の経過になります。

続きまして、青色インデックス資料 7 については、先ほど補佐から説明がありました沖縄県最低賃金改定に伴う未満率、影響率の記載がされているものがついています。未満率の令和 3 年の標記がないものは、792 円以下の方がいなかったことを示していますが、隣の令和 2 年 790 円の場合は 790 円以下の対象者がいなかったということでご理解でいただければと思います。備考欄の影響率は、令和 2 年度の調査結果に対して、792 円に上がった結果による影響率であくまで参考で、今年は資料 5 においていくらになったら、その一階層下を見たら影響率がいくらになっているのかがわかるということで、今後審議の内容を使っていただければと思います。

資料8を開けていただけますでしょうか。こちらの方は、7月1日に開催された当審議会第1回本審において、委員より雇用調整助成金等の支給決定額の直近データに係るご要望いただいたものです。こちらにつきまして、第1回本審資料12から直近データに更新し、さらに支給決定金額について追記したものであり、ご提供させていただきます。

見ていただきますと、上の方が改善助成金の件数。下に雇用調整助成金と緊急安定助成金。もう一つ下に休業支援金処理状況。安定助成金は出向等の対象ということで、直近の令和3年7月23日現在としたものです。休業支援金は7月26日現在のものです。決定と支給決定額が入っています。

次に、参考資料の説明をさせていただきます。

資料3及び4についてですが、沖縄県において作成している関係資料をつけさせていただいております。参考資料、赤枠の方ですが、3番については民間給与関係、沖縄県の職員関係の給与関係の話。4番については、沖縄県家計調査結果の概況。令和3年4月分、この中に2020年の平均が沖縄県企画

部統計課の資料をつけさせてもらっています。

県の資料の内、7月1日第1回本審においても説明させていただきましたが、例年の作成がなされている「経済の見通し、経済情勢」につきましては、7月の作成予定がずれ込み、8月上旬から中旬になるということを企画部統計課に確認をとっております。しばらく配布の方はお待ちいただければと思います。

資料赤枠の5以下を含め、例年配布させていただいている県内経済の概況、 発表されている日銀那覇支店の経済金融概念、短観になります。資料6番は、 連合本部の春季春闘の最終結果第7回の集計結果。7番は経団連の春季回答 の妥結状況等を含むという回答状況の結果が添付されています。8番は賃金 構造基本統計調査の資料となっています。今まで、新規学卒者の数字が入っ ていたのですが、新規学卒者の統計資料が単独では令和元年度に終了して令 和2年にはついていません。

最後に、資料9についてですが、こちらは7月21日に開催された第11回経済財政諮問会議において配布された資料です。この中に、最低賃金引上げに係る対応が記載されております。中頃に資料3-1及び3-2、最低賃金について田村議員提出資料というのが入っています。厚生労働省としての対応ということで業務改善助成金の拡充内容や雇用調整助成金の年内対応の延長について記載されております。内容の詳細については現在、厚生労働省において検討しているところではありますが、業務改善助成金の拡充内容につきましては、7月27日に公表されております。

青色インデックスの資料9を開けていただきますと、7月 27 日にプレス リリースされた業務改善助成金の特例的な要件の緩和、拡充を8月から行い ます。8月1日からの適用となります、という内容が添付されています。中 身を説明しますと、業務改善助成金は生産性を向上させ、「事業場内で最も低 い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援 する助成金です。概要としては、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、 設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。今週、7月27日にプレスリリースされた内容を1枚めくっていただきますと、リーフレットが2部ついています。8月1日からこう変わります、というものと詳細の金額等が書いているものがあります。

今回の拡充内容として、一つはプレスリリース裏側の別紙。新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者(前年又は前々年比較で売上等30%減)に対して、対象人数の拡大(最大7人以上から10人以上のメニューを増設)。助成上限額の引き上げ(450万円から600万円へ)。併せて、設備投資の範囲の拡充、現行でできなかった生産性の向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に増やすということ。

2点目、全事業場を対象に 45 円コースの新設とさせていただきまして、30 円と 60 円の間に件数が沢山でているので、その間のコースを作ってはどうかということでの意見だったようです。また、最低賃金引上げを踏まえて、複数回、2回申請が可能。本年度内で1回やっているのですが、最低賃金がこのあと 10 月に引上げになった場合にもう一度できないか、ということで同一年度内に2回申請を可能としたこと。8月1日から実施(申請期限は令和4年1月31日)となっております。

以上ですが、続きまして事務局のほうから、最初に委員の方からご質問のありました中央最低賃金審議会を含めて、どのような各種、情報統計を基に審議会を進めていくのかということについて、部長から説明を差し上げたいと思います。

仁木労働基準部長

先程、委員の方から 28 円の根拠に関するご質問をいただいていたところ でございます。改めまして青のインデックス資料1の答申の部分の別紙1の 公益委員見解をご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

28 円の根拠に当たりましては、先程、梅澤からご説明させていただきました公益委員見解2の(1)の から 、これを総合的に勘案したもので、特定の指標により結論されるものではございませんが、その中でも に記載されている から の状況を勘案すると、過去3.0%から3.1%引き上げた時期と比べまして今年度の状況は大きく異なると言えず、その時期と同程度引き上げた場合もマクロで見た雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられる、とこういったことを踏まえて目安額が示されていると。

また、28 円ありきというわけではなく、この公益委員見解の から を勘案しまして、平成28 年から令和元年の引上げ水準、これと同程度の引上げが検討された結果、具体的には最低賃金の全国過重平均902 円と、これと過去の最低賃金の引き上げ3.1%を勘案して、28 円という目安が示されているとご理解いただきたいと思っております。

島袋会長

ありがとうございます。只今、事務局から配付資料の説明と先ほどの田端 委員に対する回答がありました。これについて何かご質問、ご意見あればお 願いしたいと思います。

田端委員

先程の質問は、4表に触れ、中央最低賃金審議会の目安が様々なデータを総合的に勘案して目安を示す、という説明がありましたので、具体的にどのようなデータを総合的に勘案したのか、公益委員の見解についての説明と解しています。公益委員の見解 の説明がありましたが、これは明らかにちょっと認識がずれているな、と思っていますので、この見解については、今後、審議会、専門部会の中で議論していきたいと思います。

島袋会長

ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。

(なし)

特にその他ないようですので、特になければ、本日の第2回沖縄地方最低 賃金審議会を終了します。お疲れさまでした。この後、15時から運営小委員 会、16時から専門部会があります。該当委員の方はよろしくお願いします。

なお、次回第3回に開催は8月6日金曜日16時からとなりますので、よろ しくお願いいたします。